

日高村水害に強いまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日高村水害に強いまちづくり条例(令和3年日高村条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(日下川流域)

第2条 条例第3条第1項第1号で定める区域とは、日高村下分、本郷、沖名、岩目地、九頭の内、別図1の赤色枠で囲まれた区域とする。

(公表場所)

第3条 条例第7条の規定による日高村における流域治水対策に関する施策の実施の状況の公表、条例第8条第3項の規定による基本方針の公表、条例第9条第3項の規定による想定浸水深の公表及び同条第4項の規定による地区別浸水被害対策の公表は、日高村公告式条例(昭和29年10月15日日高村条例第2号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

(想定降雨)

第4条 条例第9条第1項で定める想定降雨は、別図2の平成26年台風第12号の降雨(旧岩目地観測所48時間雨量739mm)とする。

(通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第5条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 主として農地又は林地を保全する目的で行う行為
- (2) 浸水予想区域外における盛土又は埋立(雨水の浸透を阻害する行為を除く。)
- (3) 既に舗装されている土地において行う雨水の浸透を阻害する行為
- (4) 仮設の建築物等(建築物その他の工作物をいう。)の建築その他の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為(当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。)

(浸水被害発生時に他の土地の浸水深を増加させるおそれのある行為又は土地からの流出雨量を増加させるおそれのある行為)

第6条 条例第11条第1項第5号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 塀、止水壁その他の地表水の流れを妨げる物件の設置により氾濫水の貯留機能を減少させる行為
- (2) ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)を新設し、又は増設する行為
- (3) ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為(既に締め固められている土地において行われる行為を除く。)

(貯留浸透阻害行為に関する計画書)

第7条 条例第11条第1項の届出を行おうとする者は、別記様式第1の貯留浸透阻害行為に関する計画書を村長に提出しなければならない。

2 条例第12条第1項第2号及び第3号の工事の計画は、計画説明書及び計画図により定めなければならない。

3 前項の計画説明書は、同項の工事の計画の方針、行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。以下同じ。）内の土地の現況及び土地利用計画並びに対策工事に係る貯留浸透施設の計画を記載したものでなければならない。

4 第2項の計画図は、別表1の定めるところにより作成したものでなければならない。

(計画書の記載事項)

第8条 条例第12条第1項第4号で定める事項は、同項第2号及び第3号の工事の着手予定日及び完了予定日とする。

(計画書の添付図書)

第9条 条例第12条第2項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 行為区域位置図

(2) 行為区域区域図

(3) 対策工事の計画が規則第10条に規定する技術的基準に従い講じたものであることを証する書類

2 前項第1号に掲げる行為区域位置図は、縮尺50,000分の1以上とし、行為区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第1項第2号に掲げる行為区域区域図は、縮尺2,500分の1以上とし、行為区域の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において市町村界、村の区域内の字の境界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

(貯留浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な対策工事の計画についての技術的基準)

第10条 条例第12条第3項の規則で定める技術的基準は、その対策工事の計画が、当該行為区域で別表2で定める強度の降雨が生じた場合においても、流出雨水量の最大値が当該貯留浸透阻害行為によって増加することのないように定められたものであることとする。

(流出雨水量の算定に関する細目)

第11条 前条第1項の技術的基準は、その対策工事の計画が、次項第2号の規定による貯留浸透阻害行為が行われた後の流出雨水量の最大値が、同項第1号の規定による貯留浸透阻害行為が行われる前の流出雨水量の最大値を上回らないよう定められたものであることとする。

2 前項の流出雨水量の最大値は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める値とする。

- (1) 貯留浸透阻害行為が行われる前の流出雨水量の最大値 別表 2 で定める降雨が生じた場合における 10 分ごとの行為区域からの流出雨水量として次に掲げる式により算定したもの（以下この項において「各時間毎流出雨水量」という。）のうち最大の値。ただし、当該行為区域内に当該貯留浸透阻害行為をしようとする者が、自ら管理する雨水貯留浸透施設が既に存するときは、各時間毎流出雨水量の雨水が当該雨水貯留浸透施設に流入した場合に、当該雨水貯留浸透施設により浸透する雨水の量を当該流入した雨水の量から控除し、当該雨水貯留浸透施設から流出する雨水の量を逐次計算する方法、その他合理的な方法により算定したもののうち最大の値とする。

$$Q = (1 \div 360) \times F \times R \times (A \div 10000)$$

（この式において、Q、F、R 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。）

Q 行為区域からの流出雨水量（単位 1 秒につき立方メートル）

F 行為区域の平均流出係数

R 別表 2 で定める降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値（単位 1 時間につきミリメートル。洪水到達時間は 10 分とする。）

A 行為区域の面積（単位 平方メートル）

- (2) 貯留浸透阻害行為が行われた後の流出雨水量の最大値 各時間毎流出雨水量の雨水が対策工事に係る雨水貯留浸透施設（当該行為区域内に当該貯留浸透阻害行為をしようとする者が、自ら管理する雨水貯留浸透施設が既に存する場合にあっては、当該雨水貯留浸透施設を含む。）に流入した場合に、当該対策工事に係る雨水貯留浸透施設により浸透する雨水の量を、当該流入した雨水の量から控除し、当該雨水貯留浸透施設から流出する雨水の量を逐次計算する方法、その他合理的な方法により算定したもののうち最大の値とする。

- 3 前項第 1 号の行為区域の平均流出係数は、流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数として別表 3 に定めるものを、当該行為区域の土地利用形態ごとの面積により加重平均して求めるものとする。

（変更等の届出の記載事項）

第 12 条 条例第 13 条第 1 項の届出は、次に掲げる事項を記載したものとする。

- (1) 変更に係る事項
- (2) 変更の理由
- (3) 貯留浸透阻害行為の届出の受付番号

（工事完了等の届出）

第 13 条 条例第 13 条第 2 項の規定による貯留浸透阻害行為に関する工事の完了の届出は、別記様式第 2 の貯留浸透阻害行為に関する工事完了届出書を提出して行うものとする。

- 2 条例第 13 条第 2 項の規定による貯留浸透阻害行為に関する工事の廃止の届出は、別記様式第 3 の貯留浸透阻害行為に関する工事廃止届出書を提出して行うものとする。

(適合証の請求手続)

第14条 条例第14条第1項の規定による請求は、別記様式第2の貯留浸透阻害行為に関する工事完了届出書を提出してするものとする。

2 適合証の様式は、村長が別に定める。

(日高村水害に強いまちづくり審議会)

第15条 条例第25条に規定する日高村水害に強いまちづくり審議会(以下「審議会」という。)は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

(1) 河川・流域治水に関し知見を有する者

(2) 自治・まちづくりに関し知見を有する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第16条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

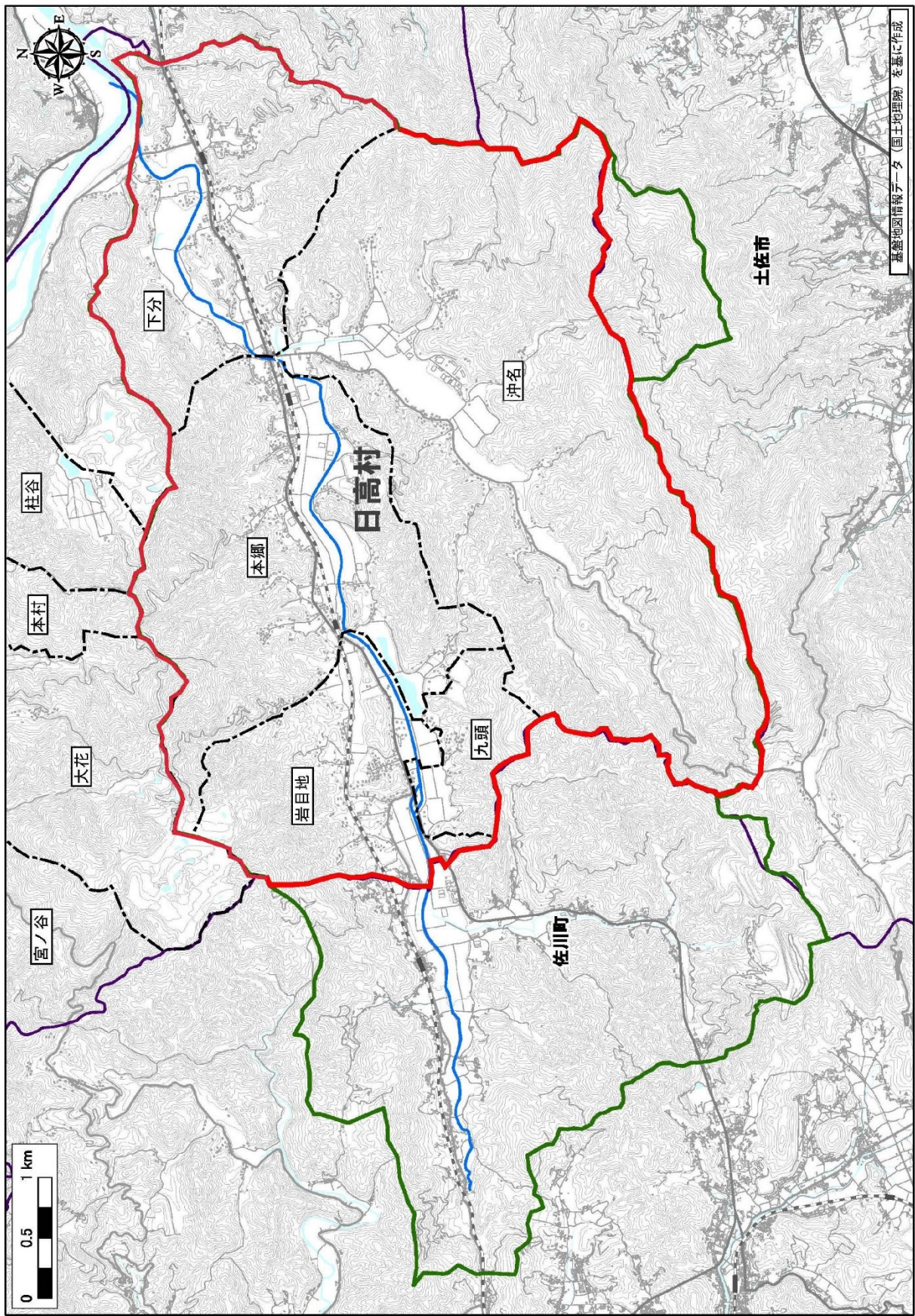
(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

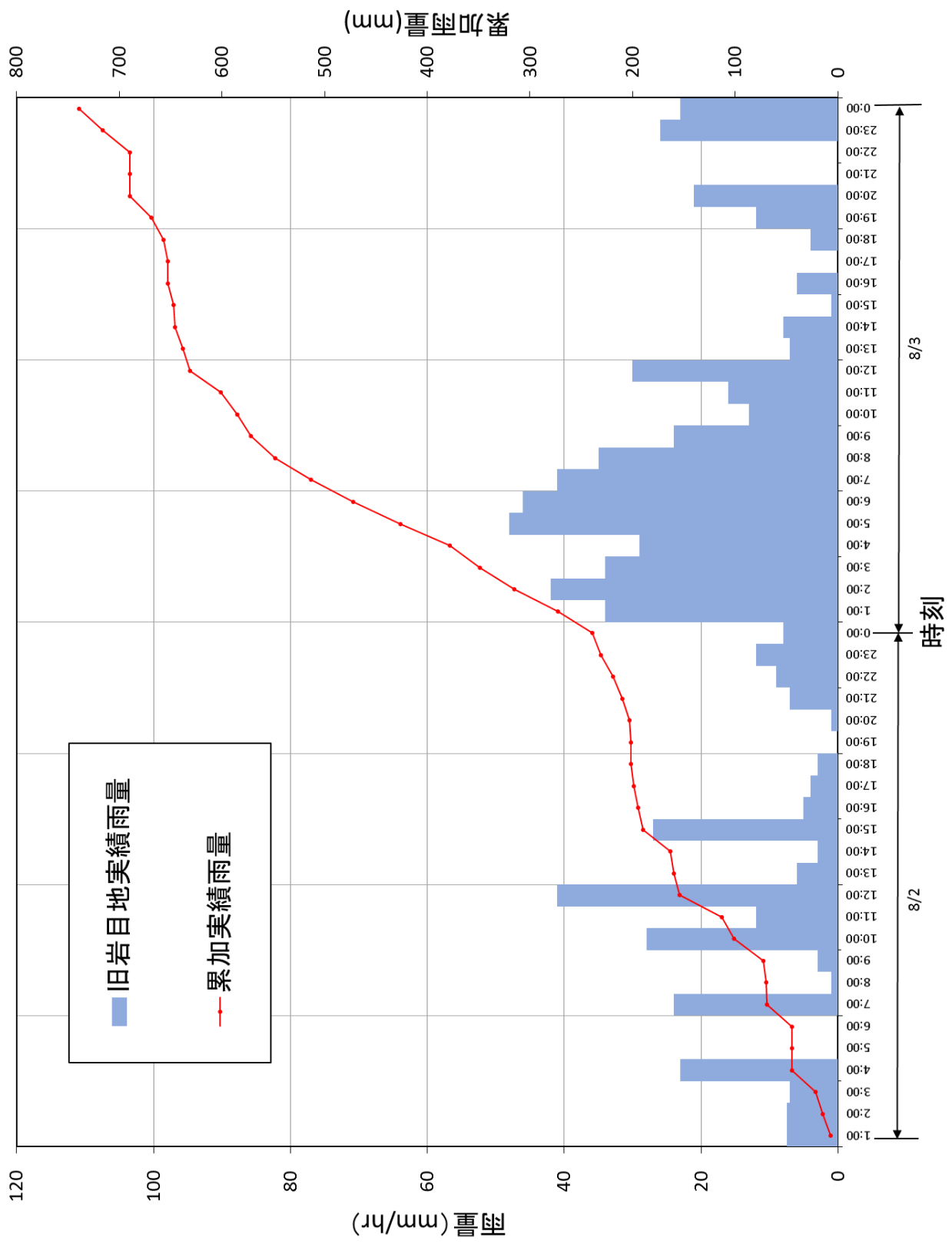
附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

別図1 日下川流域図（第2条関係）



別図2 想定降雨図（第4条関係）



別表 1 計画図等（第 7 条関係）

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況地形図	地形、行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの土地利用形態ごとの面積	2, 5 0 0 分の 1 以上	地形は、平面図、縦断図、及び横断図により示すこと。 等高線は、2 メートルの標高差を示すものであること。
貯留浸透阻害行為の計画図	当該行為により設置される物件の場所及び形状	2, 5 0 0 分の 1 以上	平面図、縦断図、及び横断図により示すこと。
	当該行為により設置される物件の構造の詳細	5 0 0 分の 1 以上	
	当該行為を行った後の行為区域の形状	2, 5 0 0 分の 1 以上	平面図、縦断図、及び横断図により示すこと。
土地利用計画図	行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの土地利用形態ごとの面積	2, 5 0 0 分の 1 以上	
排水施設計画平面図	排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称	2, 5 0 0 分の 1 以上	
対策工事の位置図	対策工事の計画位置又は計画区域及び集水区域	2, 5 0 0 分の 1 以上	
対策工事の計画図	貯留浸透施設の形状	2, 5 0 0 分の 1 以上	平面図、縦断図面及び横断図により示すこと
	貯留浸透施設の構造の詳細	5 0 0 分の 1 以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。

別表 2 降雨強度（第 10 条・11 条関係）

時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)
0	0—10	4.0	6	0—10	12.0	12	0—10	48.0	18	0—10	16.0
	10—20	4.0		10—20	12.0		10—20	48.0		10—20	16.0
	20—30	4.0		20—30	12.0		20—30	48.0		20—30	16.0
	30—40	4.0		30—40	12.0		30—40	48.0		30—40	16.0
	40—50	4.0		40—50	12.0		40—50	48.0		40—50	16.0
	50—60	4.0		50—60	12.0		50—60	48.0		50—60	16.0
1	0—10	3.0	7	0—10	8.0	13	0—10	46.0	19	0—10	30.0
	10—20	3.0		10—20	8.0		10—20	46.0		10—20	30.0
	20—30	3.0		20—30	8.0		20—30	46.0		20—30	30.0
	30—40	3.0		30—40	8.0		30—40	46.0		30—40	30.0
	40—50	3.0		40—50	8.0		40—50	46.0		40—50	30.0
	50—60	3.0		50—60	8.0		50—60	46.0		50—60	30.0
2	0—10	0.0	8	0—10	34.0	14	0—10	41.0	20	0—10	7.0
	10—20	0.0		10—20	34.0		10—20	41.0		10—20	7.0
	20—30	0.0		20—30	34.0		20—30	41.0		20—30	7.0
	30—40	0.0		30—40	34.0		30—40	41.0		30—40	7.0
	40—50	0.0		40—50	34.0		40—50	41.0		40—50	7.0
	50—60	0.0		50—60	34.0		50—60	41.0		50—60	7.0
3	0—10	1.0	9	0—10	42.0	15	0—10	35.0	21	0—10	8.0
	10—20	1.0		10—20	42.0		10—20	35.0		10—20	8.0
	20—30	1.0		20—30	42.0		20—30	35.0		20—30	8.0
	30—40	1.0		30—40	42.0		30—40	35.0		30—40	8.0
	40—50	1.0		40—50	42.0		40—50	35.0		40—50	8.0
	50—60	1.0		50—60	42.0		50—60	35.0		50—60	8.0
4	0—10	7.0	10	0—10	34.0	16	0—10	24.0	22	0—10	1.0
	10—20	7.0		10—20	34.0		10—20	24.0		10—20	1.0
	20—30	7.0		20—30	34.0		20—30	24.0		20—30	1.0
	30—40	7.0		30—40	34.0		30—40	24.0		30—40	1.0
	40—50	7.0		40—50	34.0		40—50	24.0		40—50	1.0
	50—60	7.0		50—60	34.0		50—60	24.0		50—60	1.0
5	0—10	9.0	11	0—10	29.0	17	0—10	13.0	23	0—10	6.0
	10—20	9.0		10—20	29.0		10—20	13.0		10—20	6.0
	20—30	9.0		20—30	29.0		20—30	13.0		20—30	6.0
	30—40	9.0		30—40	29.0		30—40	13.0		30—40	6.0
	40—50	9.0		40—50	29.0		40—50	13.0		40—50	6.0
	50—60	9.0		50—60	29.0		50—60	13.0		50—60	6.0

別表 3 流出係数（第 1 1 条関係）

土地利用の形態	流出係数
宅地	0.90
池沼	1.00
水路	1.00
ため池	1.00
道路 （法面を有しないものに限る。）	0.90
道路 （法面を有するものに限る。）	法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値
鉄道線路 （法面を有しないものに限る。）	0.90
鉄道線路 （法面を有するものに限る。）	法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値
飛行場 （法面を有しないものに限る。）	0.90
飛行場 （法面を有するものに限る。）	法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値
ゴルフ場 （雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	0.50
運動場その他これに類する施設 （雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	0.80
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50
山地	0.30
人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20

貯留浸透阻害行為に関する計画書（当初・変更）

日高村水害に強いまちづくり条例 第11条第1項 並びに 第13条第1項 の規定により、貯留浸透阻害行為について届け出ます。		
令和 年 月 日		
(届出先) 日高村長 殿		
(届出者) 住所 氏名 電話		
貯留浸透阻害行為等の概要	1 貯留浸透阻害行為の区域に含まれる字及び地番	
	2 貯留浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
	3 貯留浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	(計画の詳細は、計画説明書及び計画図による)
	4 対策工事の計画の概要	(計画の詳細は、計画説明書及び計画図による)
	5 貯留浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	令和 年 月 日
	6 貯留浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	令和 年 月 日
	7 対策工事の着手予定日	令和 年 月 日
	8 対策工事の完了予定日	令和 年 月 日
	9 その他必要な事項	
※受付番号 令和 年 月 日 第 号		

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 ※印のある欄は記載しないでください。
- 3 貯留浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、貯留浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

貯留浸透阻害行為に関する工事完了届出書

令和 年 月 日

（届出先）

日高村長 殿

届出者 住所

氏名

電話

日高村水害に強いまちづくり条例 第13条第2項の規定により、貯留浸透阻害行為に関する工事（受付番号：令和 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 貯留浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 令和 年 月 日
- 2 対策工事の完了年月日 令和 年 月 日
- 3 貯留浸透阻害行為に関する工事を完了した行為の区域に含まれる字及び地番

- 4 適合証の交付 ☐ 請求する ☐ 請求しない

※受付年月日	令和 年 月 日
※確認年月日	令和 年 月 日
※確認結果	☐ 適合 ☐ 不適合
※適合証番号	令和 年 月 日 第 号

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
 - 2 適合証の交付を希望する場合、貯留浸透阻害行為に関する対策工事が技術的基準に従い講じられているか確認します。
 - 3 ※印のある欄は記載しないでください。

貯留浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

令和 年 月 日

（届出先）

日高村長 殿

届出者 住所
氏名
電話

日高村水害に強いまちづくり条例 第13条第2項の規定により、貯留浸透阻害行為に関する工事（受付番号：令和 年 月 日 第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 貯留浸透阻害行為に関する工事の廃止年月日 令和 年 月 日
- 2 貯留浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為の区域に含まれる字及び地番

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。